

北九州市成年後見制度利用促進計画 【案】

(令和元年度～令和 2 年度)

北九州市

目次

第1	成年後見制度の目的と利用促進の流れ	1
1	成年後見制度の目的と利用状況	1
2	国の成年後見制度利用促進に関する動き	3
3	成年後見制度の課題	5
第2	北九州市における成年後見制度利用促進の背景	9
1	高齢者を取り巻く状況	9
2	障害のある人を取り巻く状況	11
3	成年後見制度に関する市民意識	12
第3	北九州市成年後見制度利用促進計画の概要	14
1	北九州市成年後見制度利用促進計画策定の目的	14
2	基本的な考え方	14
3	促進計画の位置づけ	15
4	促進計画の期間と分析	15
第4	具体的な取組	16
1	成年被後見人と成年後見人の支援	16
2	成年後見制度の利用環境の整備	20
第5	資料	23
1	促進計画策定の経過	23
2	成年後見制度について	24
3	日常生活自立支援事業について	24
2	用語解説	25
5	関連データ	27

第1 成年後見制度の目的と利用促進の流れ

1 成年後見制度の目的と利用状況

(1) 成年後見制度の目的

成年後見制度は、認知症や知的障害などの精神上の障害により判断能力が十分ではない人を援助するため、家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）を選任し、成年後見人等が通帳の保管などの財産の管理や生活・療養に必要な手続などの生活支援などを行うほか、誤った判断に基づいて行った行為を取り消すなどの活動を行い、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「成年被後見人等」という。）を保護する制度です。

この制度は、自己決定権の尊重、残存能力の活用、障害のある人もない人も、互いに支え合う社会を目指すノーマライゼーション等の理念と従来からの本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ利用しやすい制度を目指し、それまでの禁治産者・準禁治産者制度に代わり平成12年4月に新設されました。

(2) 成年後見制度の利用状況

平成29年末時点の全国の成年後見制度の利用者数は210,290人ですが、全国で500万人を越えていると推計されている認知症高齢者と、知的障害や精神障害のある人の合計数約425万人とを合計した約925万人と比較すると利用率はわずかに留まっています。

また、成年後見制度の申立件数は、制度が発足した平成12年度の9,007件から平成29年の35,737件へと約3.9倍に増加していますが、認知症高齢者や知的障害や精神障害のある人の数と比較すると十分に利用されているとは言えない状況です。

図表 1-1-1 全国の成年後見利用者数（平成 28 年）

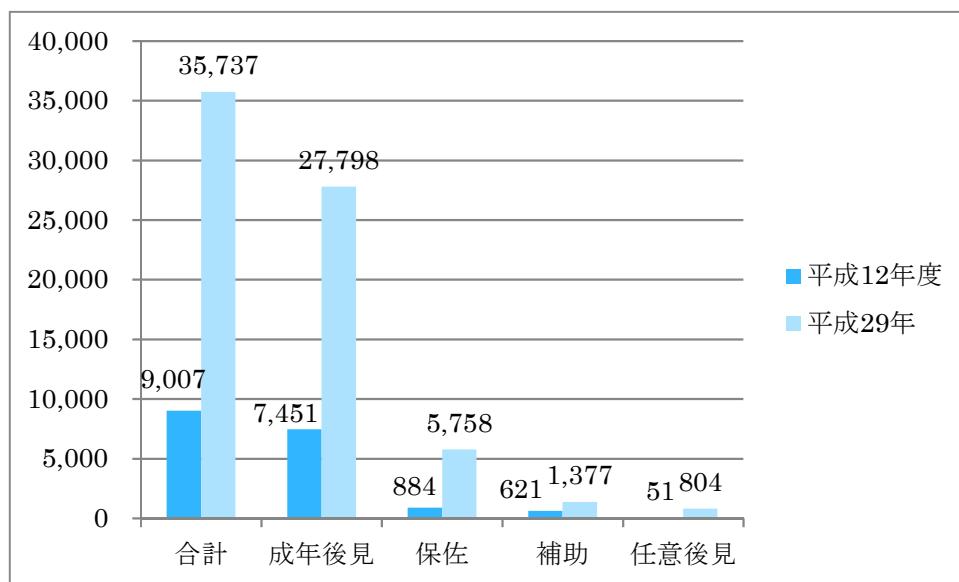
認知症高齢者数 (500 万人)	知的障害の ある人 (58 万人)	精神障害の ある人 (367 万人)	成年後見利用者数	利用率 (参考)
925 万人		210,290 件		2.2%

出所 内閣府「平成 29 年版 高齢社会白書」、「平成 29 年版 障害者白書」

(知的障害のある人は、18 歳以上の人数)

最高裁判所「成年後見関係事件の概況-平成 29 年 1 月～12 月-」

図表 1-1-2 全国の成年後見申立数（平成 12 年度と平成 29 年の比較）



出所 最高裁判所「成年後見関係事件の概況-平成 12 年 4 月から平成 13 年 3 月-」

「成年後見関係事件の概況-平成 29 年 1 月～12 月-」

* 成年後見制度の利用者数は、平成 20 年以降は暦年で集計され、それ以前は年度で集計されています。

2 国の成年後見制度利用促進に関する動き

国は、成年後見制度の利用の促進のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）を平成 28 年 5 月に施行しました。成年後見制度利用促進法には、成年後見制度の利用促進の基本理念や国や地方公共団体の責務を定めるとともに、基本方針に基づき成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。

更に、成年後見制度利用促進法に基づき、国が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が平成 29 年 3 月に閣議決定されました。

（1） 国の基本計画のポイント

ア 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善

- 財産管理と意思決定支援・身上保護の両方を重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。
- 成年後見制度の保佐及び補助並びに任意後見制度の利用の取組
- 利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等の強化

イ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

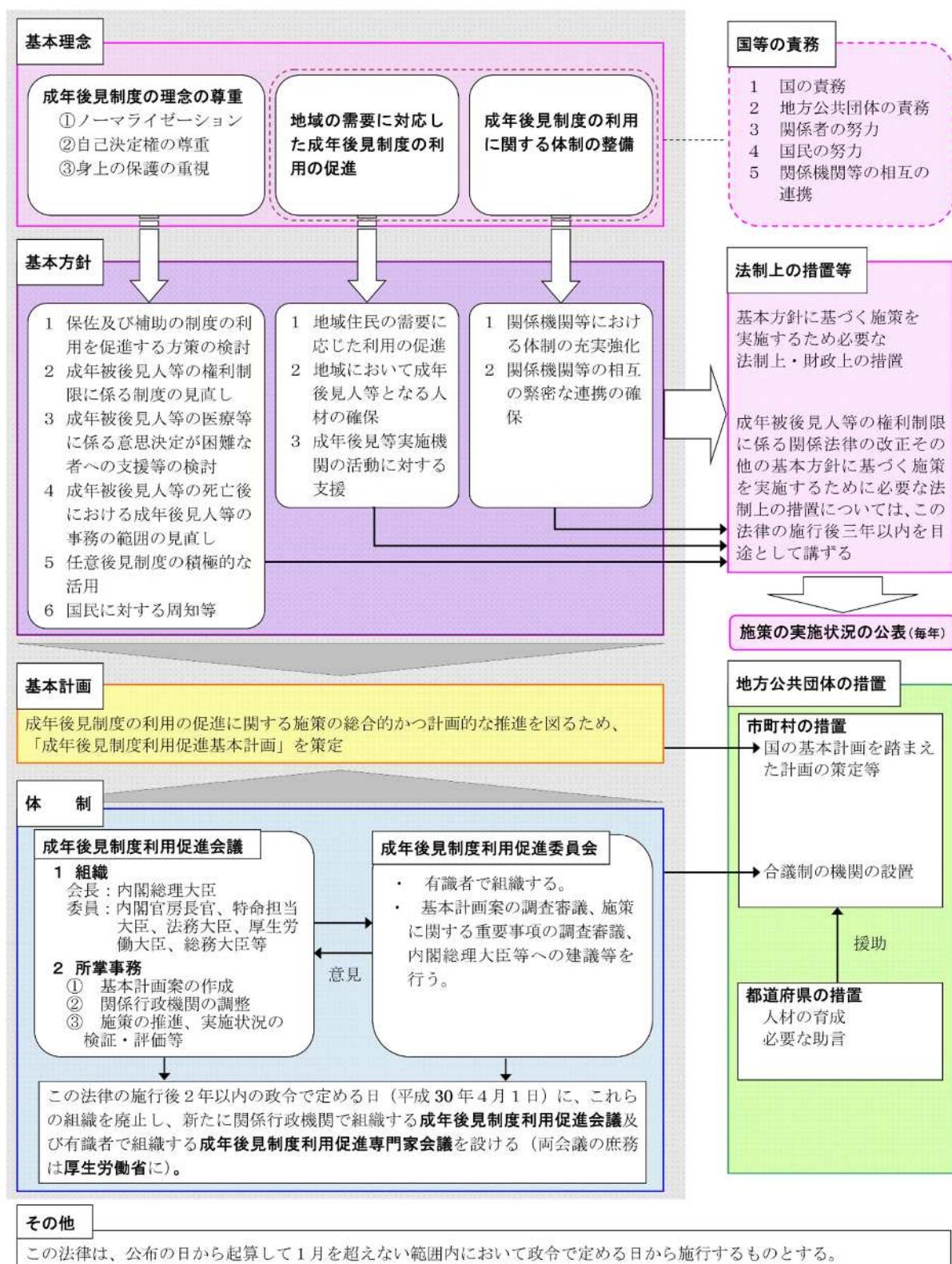
- 相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。
- 本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。
- 市民後見人の育成と支援、法人後見の育成

ウ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- 地域連携ネットワークのチームでの対応が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、地域連携ネットワークとして支援する中では、不正の未然防止や早期発見にも留意する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

※平成28年4月8日成立、同年5月13日施行



出典：内閣府 HP http://www.cao.go.jp/seinenkouken/pdf/image_zu2.pdf

3 成年後見制度の課題

(1) 成年後見制度の利用の状況

基本計画の策定に当たって国が設けた成年後見制度利用促進委員会においては、現在の成年後見制度の利用では財産管理の観点が重視されており、第三者が成年後見人等を務める場合のなかには、意思決定支援や身上保護の観点に乏しい運用がなされているものがあるとの意見が出されています。

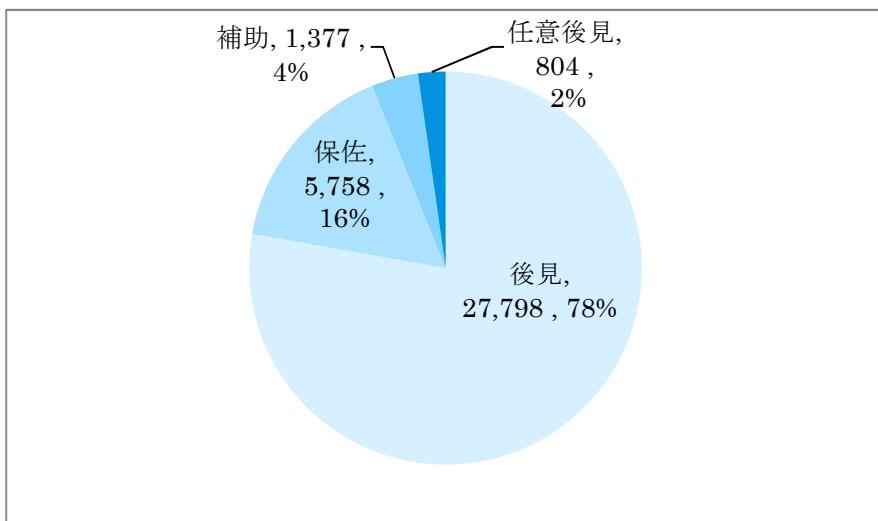
また、成年後見制度が多く利用されていない理由としては、預貯金の解約や介護保険契約（施設入所）など社会生活上の大きな支障が生じない限り成年後見制度があまり利用されないこと、成年後見制度を利用して福祉的な観点による運用がなされていないことなどが挙げられています。

最高裁判所集計の平成29年の成年後見関係事件の概況からも、認知症高齢者等が判断能力を欠く状態になってから、財産管理や契約行為のために、財産管理などの専門職が成年後見人等を務めている現状となっています。

【全国の成年後見関係事件の概況】

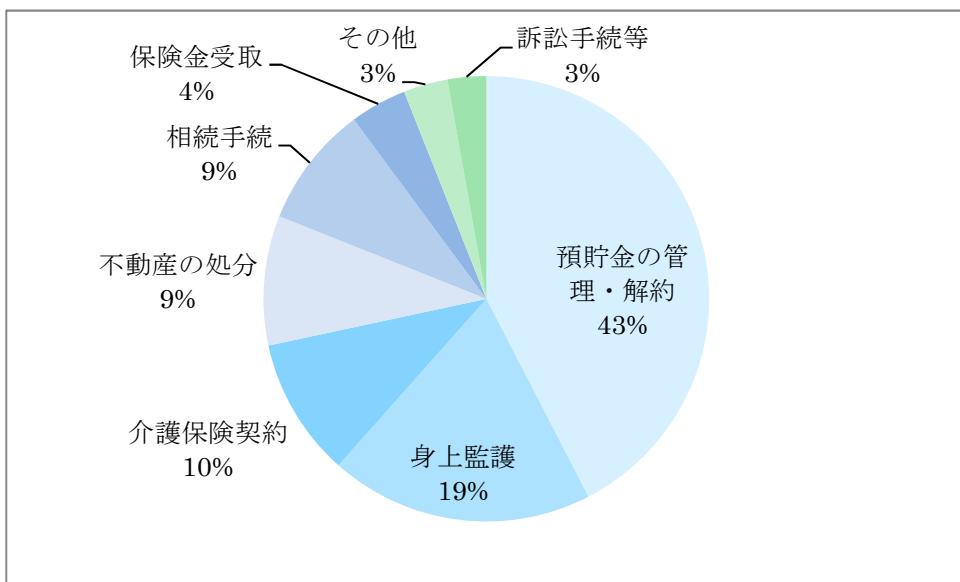
- 成年後見制度の類型別の申立件数の割合から見ると、常に判断能力を欠く状態になった認知症高齢者等に適用される後見開始の審判が全体の78%を占めている。
- 成年後見制度を利用する目的では、預貯金等の管理・解約の43%に対して、身上監護（保護）は19%に留まっている。
- 成年後見人等と成年被後見人等の関係を見ると、被後見人等の配偶者、親、子その他の親族が後見人等を務めたものが26.2%、司法書士、弁護士、社会福祉士などが後見人等を務めたものが65.4%である。

図表1-3-1 成年後見制度の類型別申立件数（平成29年）



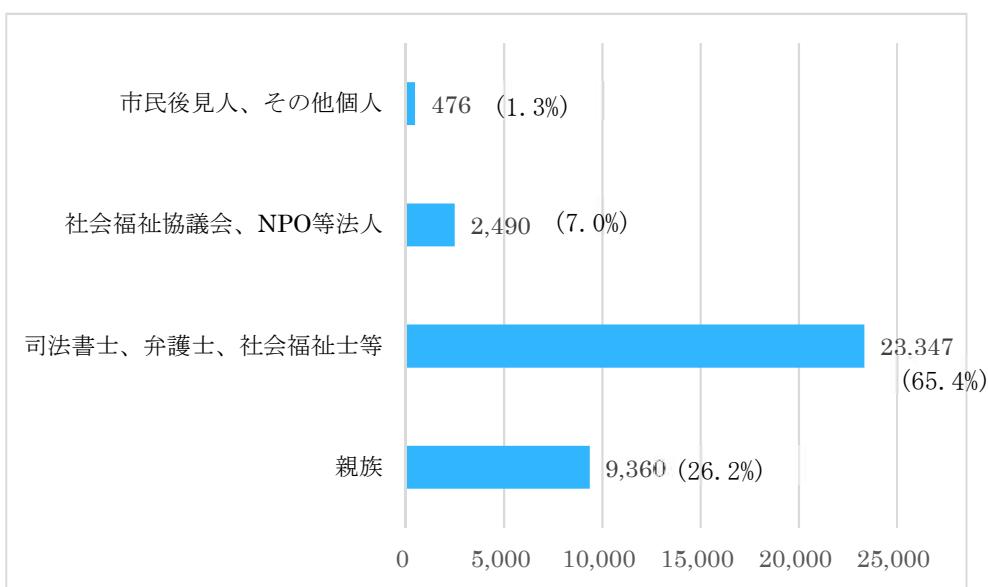
出所 最高裁判所 「成年後見関係事件の概況-平成29年1月～12月-」

図表 1-3-2 成年後見制度を利用する目的（平成 29 年）



出所 最高裁判所 「成年後見関係事件の概況-平成 29 年 1 月～12 月-」

図表 1-3-3 成年後見人等と成年被後見人等の関係（平成 29 年）



出所 最高裁判所 「成年後見関係事件の概況-平成 29 年 1 月～12 月-」

(2) 国の成年後見制度利用促進計画の工程表

国が掲げる成年後見制度の利用促進に向けた段階的・計画的な整備工程

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
I	制度の周知					
		パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定					
		国の計画の周知、市町村計画の策定の働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の検討、成果の共有等					
		適切な後見人等の選任のための検討の促進 診断書の在り方等の検討 新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ 意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進					
		中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備 相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築				
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効果的な不正防止の在り方の検討					
		金融機関における自主的取組のための検討の促進 専門職団体等による自主的な取組の促進 取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討					
		医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理 参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善				
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し					
		成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等				

出典：内閣府「成年後見制度利用促進基本計画」

(3) 欠格条項の見直し

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」においては、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきことが理念に掲げられています。

また、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約」においては、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとされています。

一方で、各法令には欠格条項（成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度をいう。）が設けられており、個々人の状態に関わらず、成年後見制度を利用している者が一律に職業・資格などから排除されているとの意見がありました。

このため、成年後見制度の利用に関わらず、個々人の判断能力によって資格等の取得、維持を判断するべく、国会において成年被後見人等の権利に係る制限の見直しを行う法律案が審議されています。

【成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に掲げられた欠格条項を見直す法律例】

- ・国家公務員法、地方公務員法
- ・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員）
- ・医師法、歯科医師法
- ・介護保険法（介護支援専門員）
- ・教育職員免許法
- ・弁護士法、司法書士法、行政書士法
- ・社会福祉士及び介護福祉士法

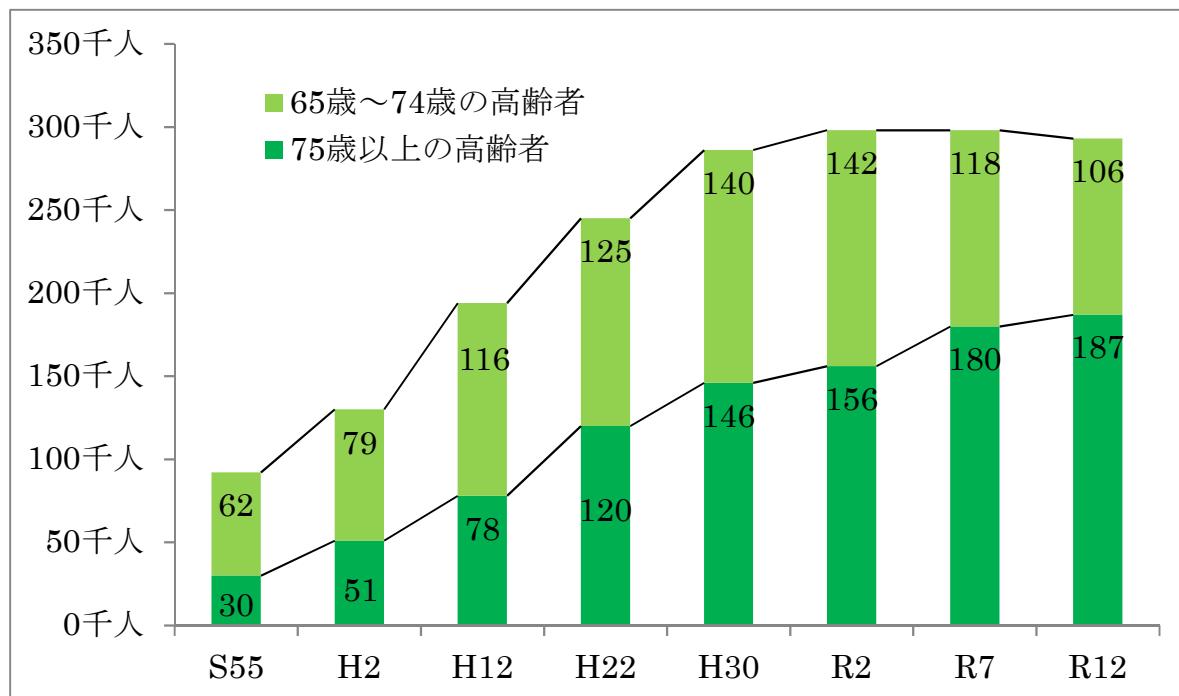
第2 北九州市における成年後見制度利用促進の背景

1 高齢者を取り巻く状況

(1) 北九州市における高齢化社会の現状

- 本市の高齢化率は、昭和 55(1980) 年当時 8.7% でしたが、平成 30(2018) 年 3 月末時点では 30.1% となり、21.4 ポイント増加しています。
- 将来的に本市の高齢化率は、2030 年には 33.5%、75 歳以上の割合は 21.4% に達すると予想されています。
- 75 歳以上の高齢者数も、昭和 55(1980) 年時点、30,489 人であったところ、平成 30(2018) 年 3 月末時点では、146,888 人となり、約 4.8 倍の増加になっています。

図表 2-1-1 本市の高齢者数の推移



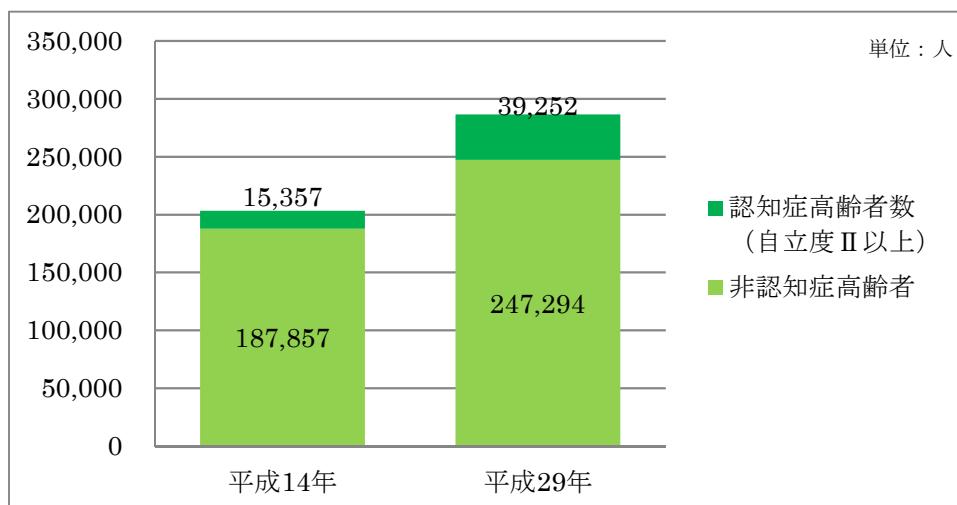
出所：総務省「国勢調査」、北九州市「北九州市の少子高齢化の現状」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30（2018）年推計）

(2) 認知症高齢者の増加

- 本市における認知症高齢者数は、平成 29(2017)年 9月末時点で平成 14(2002)年の 2.5 倍を超える 39,252 人となっています。
- 将来的に本市の認知症高齢者数は、2020 年には 4 万人を超えると考えられます。
- 全国では、平成 24(2012)年の認知症高齢者数は 462 万人でしたが、令和 7(2025)年には約 700 万人、5 人に一人が認知症になるとの推計がなされています。 (有病率 19.0%~20.6%)

図表 2-1-2 本市の認知症高齢者の比較



図表 2-1-3 全国の認知症高齢者の推計

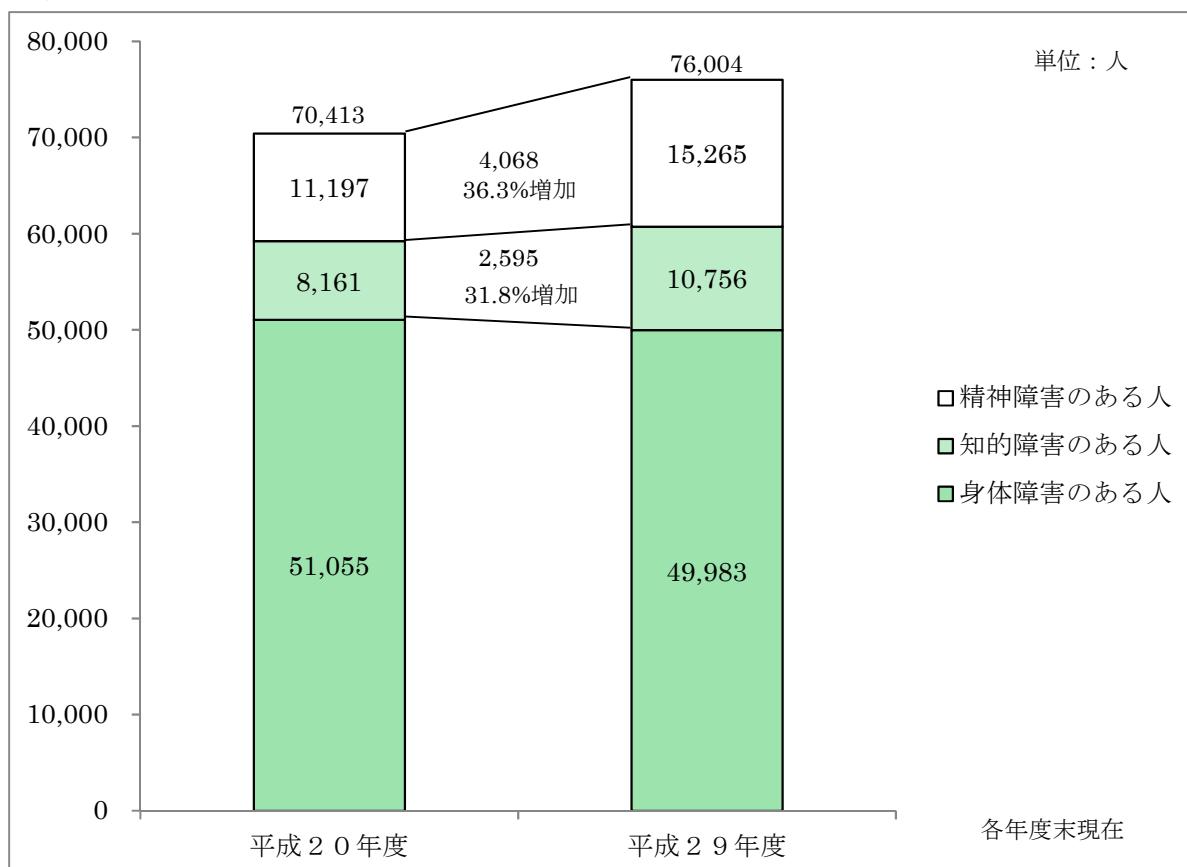


出典： 内閣府「平成 29 年版 高齢社会白書」

2 障害のある人を取り巻く状況

- 本市において平成 30 年 3 月末現在、障害者手帳の交付を受けている身体障害、知的障害のある人や精神通院医療等を利用している精神障害のある人の総数は、76,004 人です。
- 複数の障害を併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、市民（平成 30 年 4 月 1 日現在北九州市推計人口 945,061 人）の約 8.0% に当たります。
- これを平成 20 年度末の 70,413 人（市人口の約 7.2%）と比較すると、5,591 人（7.9%）の増加、市の人口に占める割合も 0.8% 上昇しています。
- この 10 年間で、知的障害のある人は 2,595 人（31.8%）の増加、精神障害のある人は 4,068 人（36.3%）の増加となっています。

図表 2-2-1 市内の障害のある人の数の推移



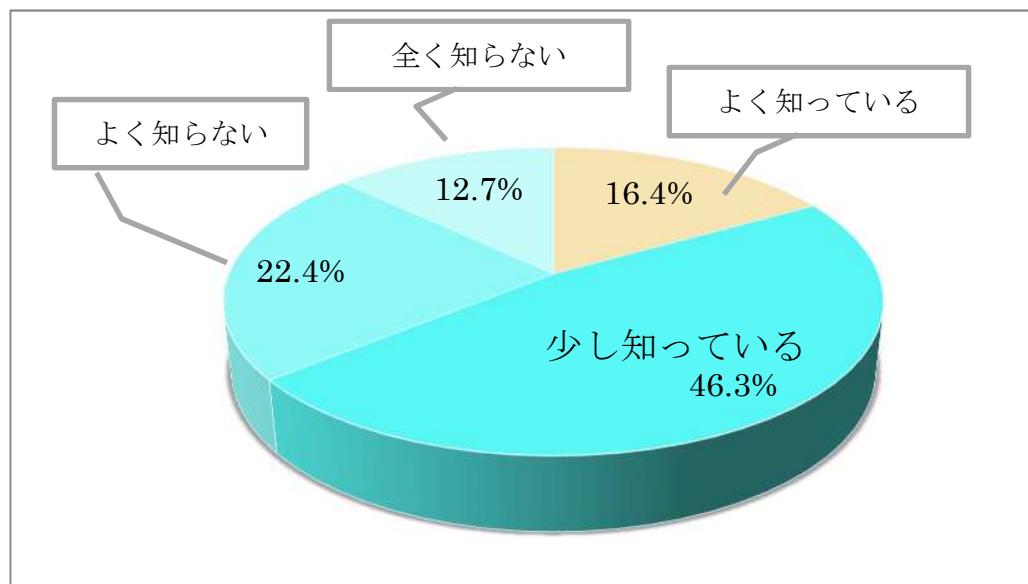
身体障害、知的障害のある人の数は障害者手帳交付数
精神障害のある人の数は入院及び精神通院医療患者数

3 成年後見制度に関する市民意識

市政モニター調査（調査期間：平成 30 年 8 月 15 日～平成 30 年 8 月 30 日）

- 成年後見制度を「よく知っている」と「少し知っている」の合計は 62.7% であり、一方で「よく知らない」、「全く知らない」が約 4 割となっています。

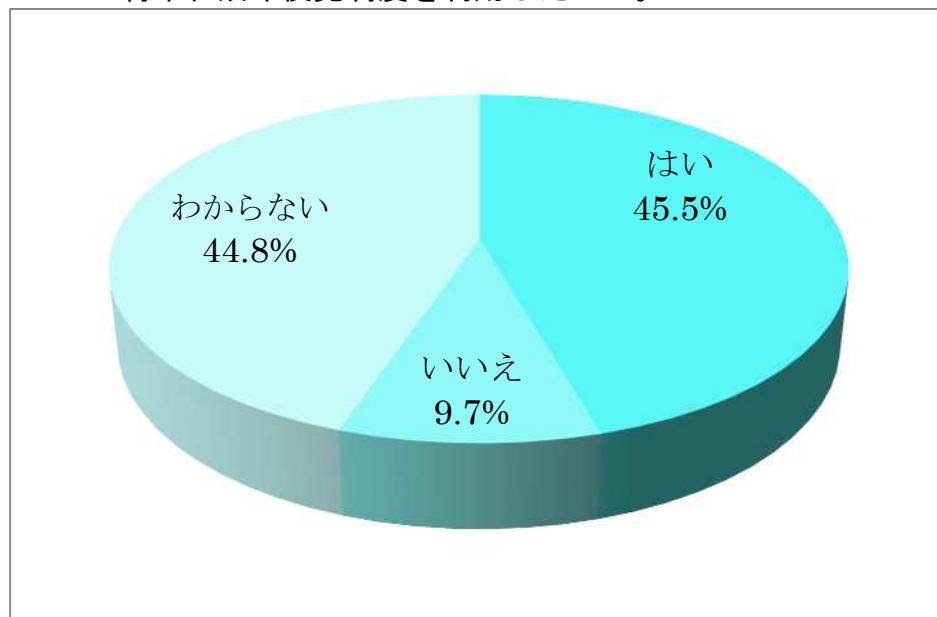
図表 2-3-1 成年後見制度の認知度



出所 平成 30 年度実施 市政モニター調査

- 将来的な成年後見制度の利用については、「成年後見制度を利用したい」が 45.5%、「利用したくない」と「わからない」の合計が 54.5% となっています。

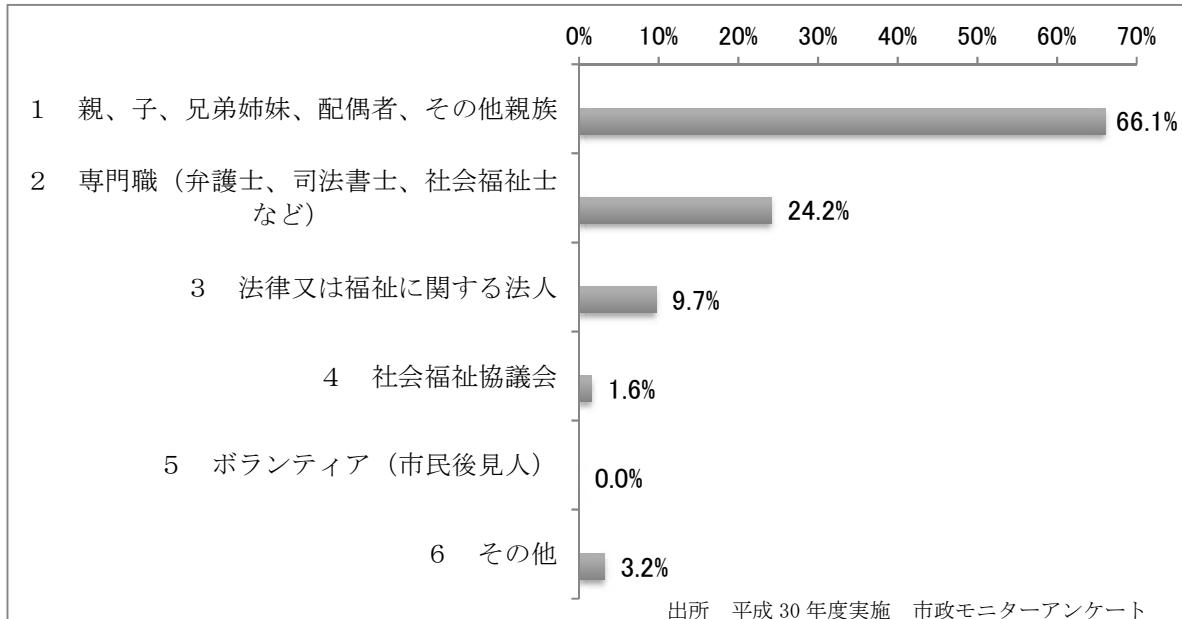
図表 2-3-2 将来、成年後見制度を利用したいか。



出所 平成 30 年度実施 市政モニター調査

- 成年後見人等になってもらいたい人については、6割を超える人が親、子、親族を希望しています。

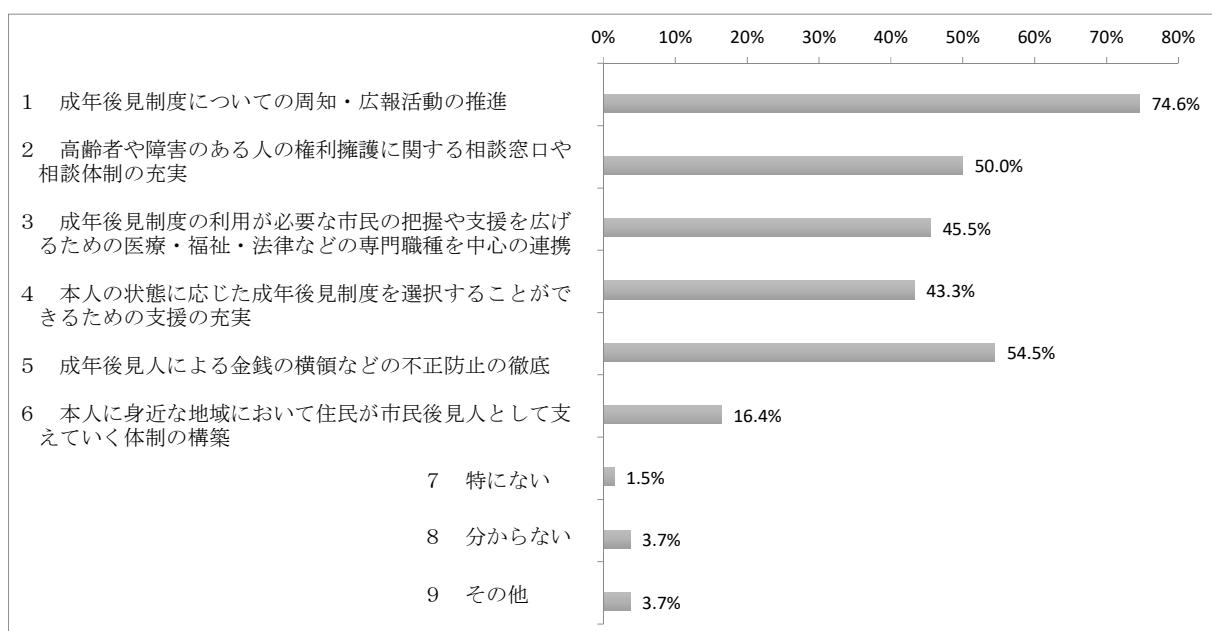
図表 2-3-3 成年後見人等になってもらいたい人



[参考] 平成 29 年に全国で成年後見人等に選任された内訳は、司法書士等の専門職が約 65%に対し、親、子、親族は約 26%となっている。

- 成年後見制度の利用の促進・充実を図るために必要なものは、「成年後見制度の周知・広報」が 74.6%、「不正防止の徹底」が 54.5%、「相談窓口・体制の充実」50.0%でした。

図表 2-3-4 成年後見制度の利用の促進・充実を図るために必要なもの



出所 平成 30 年度実施 市政モニター調査

第3 北九州市成年後見制度利用促進計画の概要

1 北九州市成年後見制度利用促進計画策定の目的

北九州市成年後見制度利用促進計画（以下「促進計画」という。）は、認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人等のうち判断能力が十分ではない人が成年後見制度をより利用しやすく、よりメリットを得られるよう、自己決定権の尊重、財産・権利の保護等が調和した成年後見、保佐及び補助の実現と成年後見制度の利用環境の段階的・計画的な整備のために策定します。

2 基本的な考え方

（1）自己決定権と本人保護の調和

成年後見制度においては、成年被後見人等の財産の管理や施設への入所契約などを目的として利用されることが多く、成年被後見人等の自己決定権の尊重としての機能が十分に活用されているとは言えない状況です。

促進計画においては、改めて成年後見制度の目的たる自己決定権の尊重、残存能力の活用等と成年被後見人等の保護との調和を図るため、成年後見人等が成年被後見人等の介護支援専門員、相談支援専門員などと連携して成年被後見人等の意思決定を支援し、その意思と権利・財産の両方の保護ができる社会の実現を目指します。

（2）地域連携ネットワークによる成年被後見人及び成年後見人の支援並びにノーマライゼーションの進展

成年後見制度の利用の促進のためには、利用の妨げとなる成年後見人等の負担を軽減することが重要です。

このため、成年後見人等と介護支援専門員、相談支援専門員などの成年被後見人等に関わる人が連携・協働し、チームとして成年被後見人等を支えるとともに、本市、北九州市社福祉協議会、専門職団体、家庭裁判所等によるネットワークがチームをバックアップする体制の構築を目指します。

また、地域住民による後見の支援への参加を通じ、認知症・障害に対する知識と理解を深め、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の進展を図ります。

3 促進計画の位置づけ

促進計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく北九州市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。

また、北九州市における高齢者・障害のある人の支援の基本的な施策と位置づけられるものです。

ア 北九州市いきいき長寿プランの基本目標の一つである「住みたい場所で安心して暮らせる」の基本的な施策として位置づけます。

イ 北九州市障害者支援計画を構成する北九州市障害者計画の基本目標「安心して暮らすための支援体制の整備」及び「人権の尊重と共生社会の実現」の基本的な施策に位置付けるとともに、第5期北九州市障害福祉計画及び第1期北九州市障害児福祉計画において実施に関する事項を定めています。

さらに、平成30年8月に策定された「北九州市SDGs未来都市計画」が目指す17のゴールのうち、「3 すべての人に健康と福祉を」を始め、「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の各分野のゴールの達成に向け、施策を推進します。



4 促進計画の期間と分析

計画期間は、令和元年度か令和2年度の2年間とします。

この促進計画は、北九州市いきいき長寿プラン、第5期北九州市障害福祉計画及び第1期北九州市障害児福祉計画と期間の満了を合わせるものとします。

また、促進計画における取組については、有効性・効率性の観点から分析を行い、取組の改善や促進計画の期間後の施策の方向性について検討を進めます。

図表3-3-1 促進計画の期間

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
北九州市成年後見制度利用促進計画		令和元年度～令和2年度		
いきいき長寿プラン		平成30年度～令和2年度		
第5期北九州市障害福祉計画及び第1期北九州市障害児福祉計画		平成30年度～令和2年度		
成年後見制度利用促進基本計画（国）		平成29年度～令和3年度		

第4 具体的な取組

1 成年被後見人と成年後見人の支援

成年後見、保佐及び補助においては、財産管理、介護保険・障害福祉サービス、意思決定支援等の幅広い知識が必要ですが、専門職ではない親族、知人等が一人で全てを賄うには困難を伴います。

さらに、成年被後見人等の生活を支援する成年後見人等には大きな責任があるため、精神的なストレスも大きいものがあります。

これらの問題は、親族等による後見人等への就任をためらわせる一因でもあり、成年被後見人等の意思を最も汲み取れる親族等による後見等を阻害しているものと思われます。

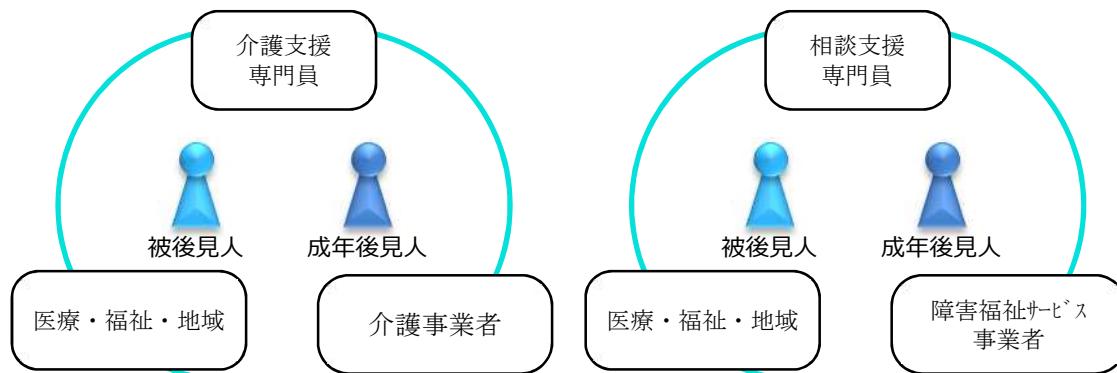
本計画においては、成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減を目指します。

また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっても、専門外の問題に関して相談・協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。

(1) チームによる支援とチームの支援

成年被後見人等の身近な親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護・障害福祉サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等が「チーム」となり、日常的な関わりを通して成年被後見人等の意思を汲み、意思を尊重した心身・財産の保護ができるようチームの効果的な連携構築を支援します。

被後見人（高齢者）と成年後見人を支えるチーム　　被後見人（障害のある人）と成年後見人を支えるチーム



(2) 専門家を加えた協議会の開催

成年被後見人等に関わる困難な問題や身体・財産に重大な影響を及ぼす事案などチームだけでは対応が困難な問題については、チームからの支援要請を踏まえながら介護保険制度に基づく地域ケア会議又は障害者総合支援法に基づく自立支援協議会の会議を開催し、問題の解決を図るものとします。

地域ケア会議等においては、必要に応じ、家庭裁判所、各専門職団体、医療関係者、地域の見守りボランティアなどの参加を得て、専門的見地はもとより、成年被後見人等の意思を反映した問題の解決を目指します。

【地域ケア会議の種類と役割】

地域ケア会議について

- 地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールである。
- 具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワークにつなげる。

《国が示す地域ケア会議の役割》



【北九州市障害者自立支援協議会の会議の種類と役割】

自立支援協議会について

協議会は、障害があつても安心して自立できる地域社会の実現を目指し、「情報の共有」「具体的な協働」「関係者によるネットワーク」に関する協議の場として設置するものであり、困難事例への対応のあり方に関する協議、調整や、地域の社会資源の開発、改善等を目的とする。

-
- The diagram shows the process of the Self-Reliance Support Coordination Meeting:
- 地域課題 (Local Issues) leads to 集約・議題 (Summary and Topics).
 - Both lead to the **○北九州市障害者自立支援協議会** (Fukuoka City Self-Reliance Support Coordination Meeting).
- Participants include:
- 各区役所保健福祉課 (Local Office of Health and Welfare)
 - 委託相談支援事業所 (Commissioned Consultation Support Organization)
 - 指定相談支援事業所等 (Designated Consultation Support Organization)
 - 北九州市障害者基幹相談支援センター (Fukuoka City Main Consultation Support Center)

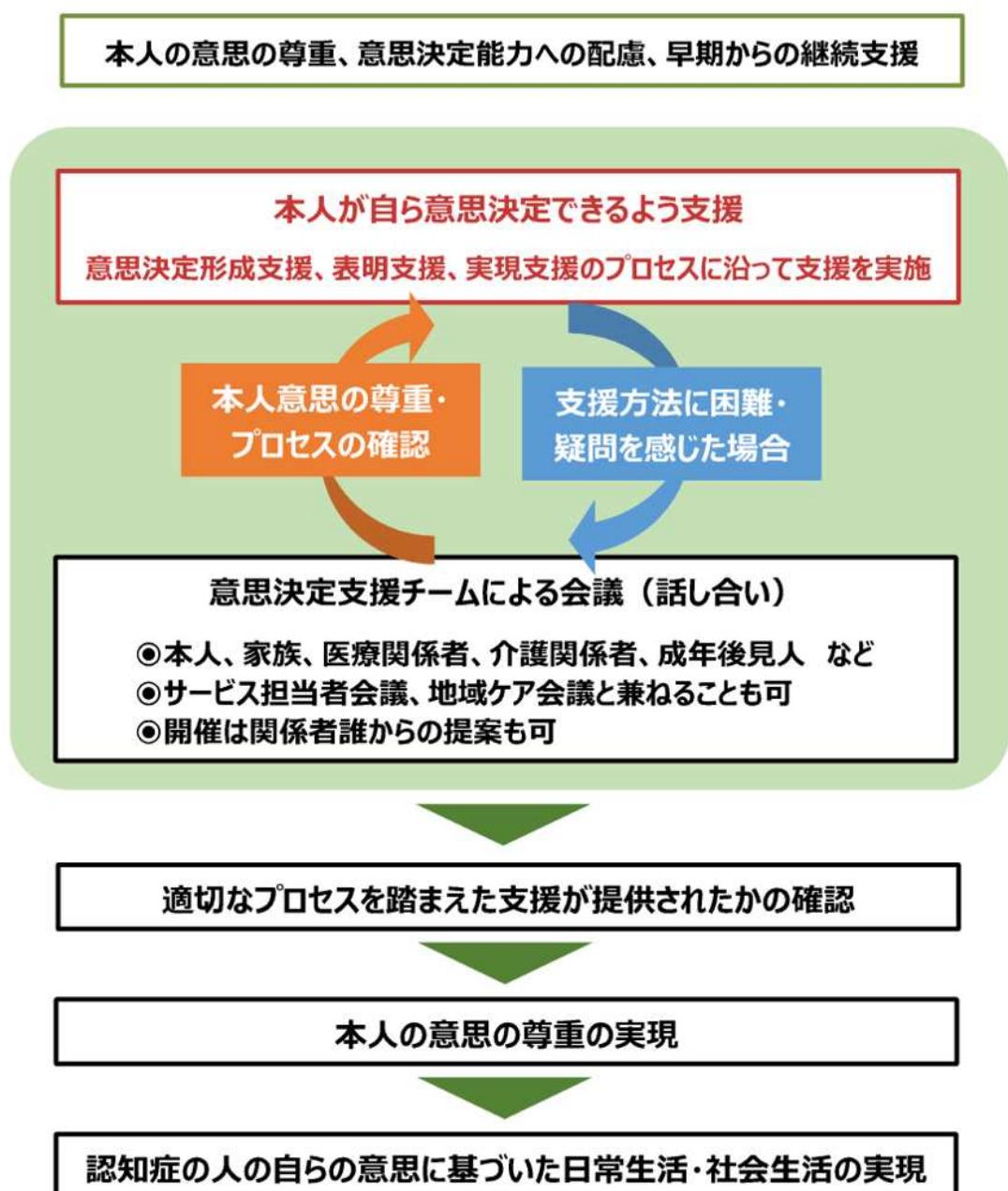
(3) 意思決定の支援の普及・啓発

意思決定支援の普及・啓発を図り、成年後見人等が成年被後見人等の意思を尊重した身上保護、財産管理を実現することを目指します。

また、意思決定支援の普及により、成年被後見人等に限らず十分な意思決定をすることや意思を表すことが困難な人の尊厳が守られる社会の実現を目指します。

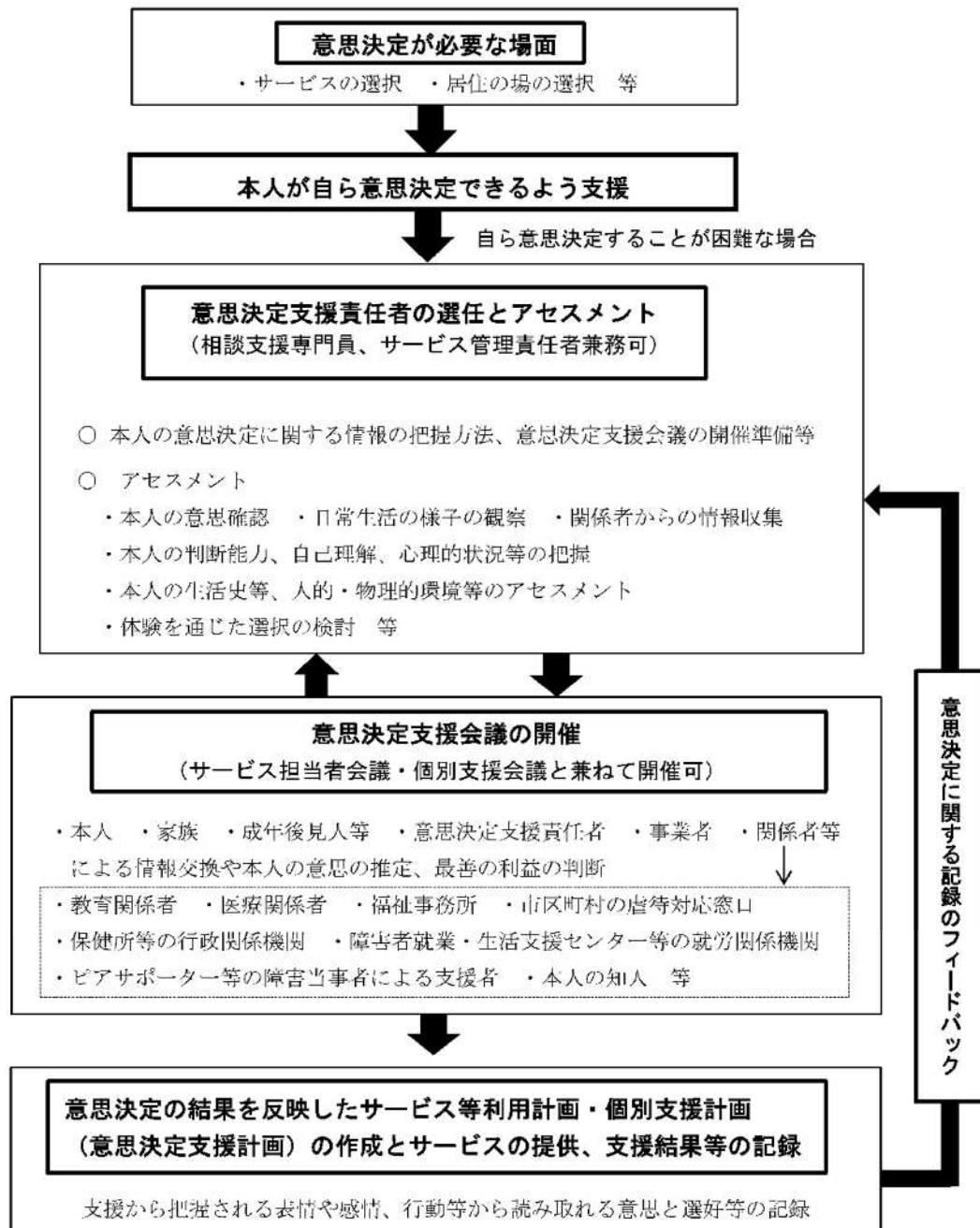
参考

厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」



参考

厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」



(4) 集いの機会によるストレスケアと地域のサポート

親族後見人が、お互いの介護体験や悩みを打ち明けあい、励ましあう集いの機会を設け、ストレスのケアや孤立の予防を図ります。

また、地域の自主的な集いにおいても成年後見制度や認知症、障害に関する知識と理解を深めていただき、認知症高齢者等の見守りや後見活動への参加者の増加を目指すとともに、ノーマライゼーションの進展を図ります。

2 成年後見制度の利用環境の整備

成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、高齢者福祉・障害者福祉の関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域の各種個人・団体の連携を強化します。

また、この地域の連携（以下「地域連携ネットワーク」という。）の効果的な運用を図るとともに、広報、相談等の機能を担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）を設置します。

(1) 地域連携ネットワークの三つの役割

地域連携ネットワークにおいては、以下の役割を担うことを目指します。

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域の見守りや各団体の活動を通じて、成年後見制度の利用を含めた権利擁護に係る支援が必要な人を速やかに発見し、支援します。

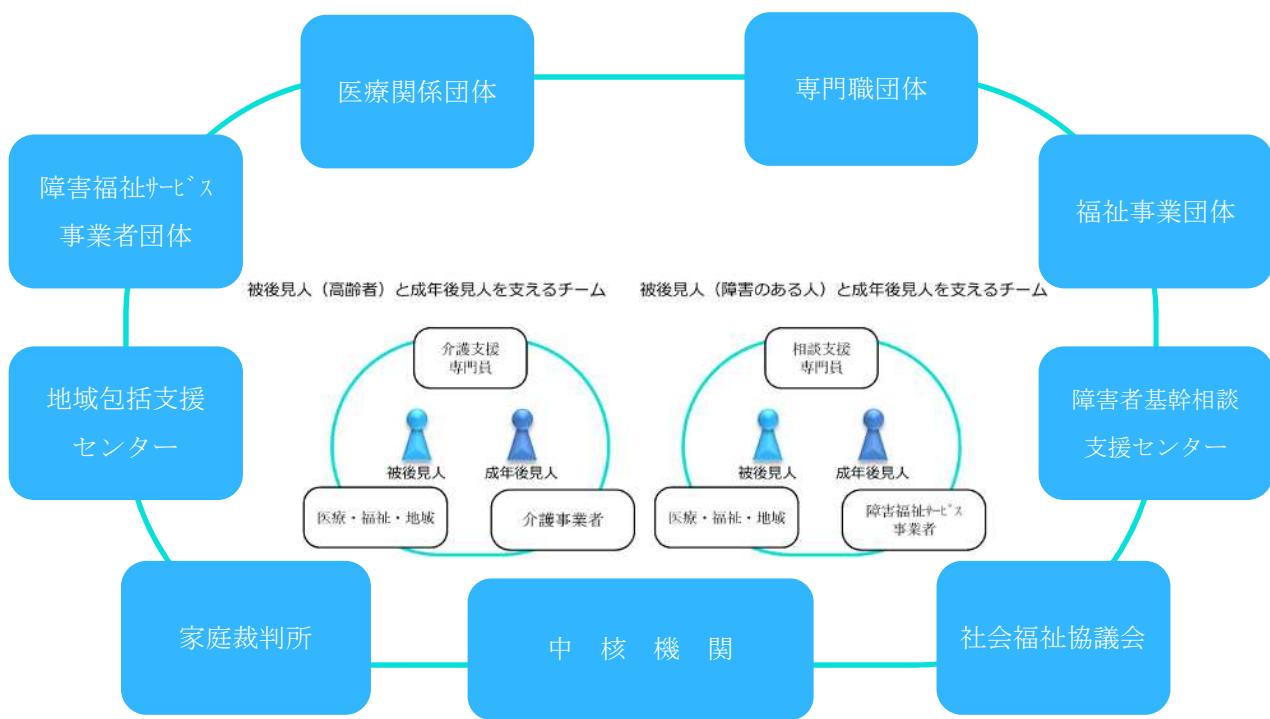
イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

判断能力が不十分となる前の段階から、保佐・補助、任意後見等の利用を含めた将来の相談ができる窓口の整備を図ります。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人の意思、心身の状態や生活状況等を踏まえた支援体制の構築を図ります。

チームを支える地域連携ネットワーク



(2) 中核機関の整備

中核機関は、成年後見制度の広報や相談窓口の開設を行うほか、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

なお、中核機関の設置に当たっては、他市との共同設置や複数団体への機能の分散等を含め検討し、速やかな設置と段階的な機能の整備を目指します。

ア 広報機能

成年後見制度を含めた高齢期への備えの広報に幅広く取り組むとともに、成年後見制度に関わる各団体と連携し、成年後見制度が関係する各団体が効果的な広報を活発に行えるよう配慮・助言を行います。

イ 相談機能

心身・財産の保護の必要が生じる前、又は必要となった早期の段階から、成年後見制度の利用について相談できる窓口を設けます。

また、関係団体等の相談窓口の情報の集積を行い、相談者の状態に応じた適切な相談窓口の情報等を提供できる体制を整備します。

ウ 成年後見制度利用促進機能

認知症高齢者等が適切な成年後見人等を得られるよう、ボランティアとして後見業務を行う市民後見人の養成とその名簿を備えると共に、成年後見人等を担う法人の協力を得て法人後見人の名簿を備えるよう努めます。

また、親族後見人、市民後見人等の専門的知識を持たない成年後見人等を支援するため、親族後見人等に向けた研修を実施するなど、成年後見人等を支援する取り組みを実施します。

エ 後見人支援機能

成年後見人や成年被後見人などを支えるチームとなる介護支援専門員、相談支援専門員、介護・障害福祉事業者等と成年後見人等との協議の場を調整するほか、チームでは解決できない問題に関して、地域ケア会議等での検討の依頼、家庭裁判所への情報の提供を行います。

また、専門職後見人からの軽易な相談に対応するとともに、地域連携ネットワークを活用した専門職後見人間の連携の強化を図ります。

オ 不正防止効果

親族後見人等への研修やチームとしての対応により、後見活動の不正の防止を図ります。

(3) 既存の事業（成年後見制度の利用促進）

弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化します。

また、成年後見制度（法定後見）においては、市内に居住する判断能力が不十分なために法定後見の利用が必要な認知症高齢者等で、2親等以内の親族による申立てを行うことができない場合等に、必要に応じて法定後見の市長申立手続きを実施します。

第5 資料

1 促進計画策定の経過

ア 「北九州市社会福祉審議会」

社会福祉に関する調査審議のための付属機関である「北九州市社会福祉審議会」において審議いただきました。

平成 30 年 11 月 19 日

イ 「北九州市障害者施策推進協議会」の開催

障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、調査審議のための付属機関である「北九州市障害者施策推進協議会」において審議いただきました。

(ア) 平成 30 年 7 月 12 日

(イ) 平成 30 年 10 月 29 日

ウ 「北九州市高齢者支援と質の向上推進会議」の開催

保健・医療・福祉・介護などについて幅広く総合的な意見を聞くため、「北九州市高齢者支援と質の向上推進会議」の「地域包括支援に関する会議」を開催しました。

(ア) 平成 30 年 7 月 13 日

(イ) 平成 30 年 11 月 6 日

エ 福祉、法律の専門家や市民団体等の意見聞き取り

福祉や法律の専門家や認知症患者の家族の会などの市民団体の意見を計画に反映しました。

オ パブリックコメントによる意見募集

平成 31 年 3 月 18 日～平成 31 年 4 月 17 日

カ 市政モニターによるアンケート実施

平成 30 年 8 月 15 日～平成 30 年 8 月 30 日

2 成年後見制度について

区分	本人の判断能力	援助者		
後見	全くない	後見人	監督人を選任することができます	
保佐	特に不十分	保佐人		
補助	不十分	補助人		
任意後見	<p>本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。</p>			
出典 法務省HPより				

3 日常生活自立支援事業について（実施主体：北九州市社会福祉協議会）

日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である高齢者や障害者等に、生活支援員が金銭管理や福祉サービスの手続援助等のサービスを行います。

サービス内容	○財産保管サービス ○金銭管理サービス ○生活支援サービス
利用できる人	日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である人うち、次の全てに該当する人 ① 北九州市内に在住していること ② 認知症高齢者や成年である知的障害者、精神障害者 ③ サービス利用の契約締結能力とサービス利用の意思があること ④ 親族等からの日常的な援助が望めないこと
費用（自己負担額）	○財産保管サービス 年額 3,000 円（生活保護受給者（世帯に属する人）は無料） ○金銭管理、生活支援サービス 1回 1,000 円（月 4回まで）（生活保護受給者（世帯に属する人）は無料） ※金銭管理サービスに伴う、振込手数料等は利用者負担です。 金銭管理サービスと生活支援サービスは、同時に行います。

2 用語解説

初出頁	用語	解説
1	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会を目指すこと。
1	申立件数	家庭裁判所に後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件を申し立てた件数
3	意思決定支援	自ら意思を決定することに困難を抱える者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために行う支援の行為及び仕組みをいう。
3	身上保護 身上監護	本人の意思を反映、配慮した生活支援のプランを策定し、契約した介護・障害福祉サービス等の履行状況を把握しつつ、本人の支援をするもの。
3	市民後見人	弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう。
17	地域ケア会議	個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築などの推進のため市町村や地域包括支援センターが開催する会議

初出頁	用語	解説
17	自立支援協議会	地域福祉の推進のために関係者のネットワーク作りを主として都道府県と市町村に位置付けられた。 本人、家族、相談支援機関、民間事業者、教育機関、医療機関、労働機関、行政が参加・協力して障害のある人が安心して暮らしていくように取り組んでいく協議会
19	親族後見人	本人の配偶者、親、子、兄弟姉妹その他親族が成年後見人等に選任されたもの。

5 関連データ

- 成年後見に係る相談件数について (平成29年度)

団体名	相談件数
みると	159件
地域包括支援センター	1,916件
基幹相談支援センター	193件

※基幹相談支援センターは、成年後見の相談件数を含む権利擁護全般に関する相談件数

北九州市成年後見制度利用促進計画

発行日：令和元年 月
編集・発行：北九州市保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課
障害福祉部障害者支援課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
Tel 093-582-2407 Fax 093-582-2095